

平成28年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月16日(採決)

平成28年 第3回 定例会 会議録

日時 平成28年9月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古屋宏治	2番	田辺弘之	3番	栗須信治
4番	山田眞士	5番	村瀬敬太郎	6番	今長谷武和
7番	横山久義	8番	大楠英志	9番	阿部寛治
10番	松田國守	11番	阿高紀幸	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	城戸清壽
教育長	西邦彰	総務課長	大塚哲雄
財政課長	立花博友	会計課長	城戸安行
まちづくり課長	松田秀幹	税務課長	山口茂幸
収納課長	久芳良行	住民課長	村嶋茂則
健康課長	村瀬修	福祉課長	井上勝則
産業観光課長	黒瀬英三	都市整備課長	三明祐治
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	野寄勇
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	村瀬治邦

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	松岡秀策
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月8日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットの掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第45号「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) おはようございます。

議案第45号「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

本議案は、児童扶養手当法施行令が、平成28年8月1日に一部改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の概要としては、引用しておりました施行令の第2条4の項の番号が変わったため、「5項を8項」に「4項を7項」に改めたもので、内容についての変更はありません。

また、この条例は公布の日から施行し、改正後の本条例の規定は、平成28年8月1日から適用するものです。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２、議案第４６号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する文教厚生委員長からの報告は、会議規則第７５条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されています。

お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに賛成の方はご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第４６号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第３、議案第４７号「平成２７年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第４７号「平成２７年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２７年度篠栗町一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額１００億１３６万７,３８３円、歳出総額９４億５,９４９万４,８８４円、歳入歳出差引額５億４,１８７万２,４９９円です。

翌年度への繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額１億５,９５３万６,０００円、実質収支額は３億８,２３３万６,４９９円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方のご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、議案第48号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第48号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額36億1,249万4,632円、歳出総額37億6,210万6,638円、歳入歳出差引額マイナス1億4,961万2,006円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス1億4,961万2,006円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5、議案第49号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第49号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額3億5,912万8,295円、歳出総額3億5,334万2,142円、歳入歳出差引額578万6,153円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は578万6,153円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、議案第50号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第50号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計収益的収入額(税込)7億9,838万802円、収益的支出額(税込)7億8,508万1,960円、当年度純利益(税抜)1,468万7,730円、前年度繰越利益剰余金0円です。

当年度未処分利益剰余金1,468万7,730円です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた剰余金処分1,000万円、減債積立金の取り崩し後、自己資本金に組み入れ1,000万円、処分後の自己資本金4,651万4,075円、繰越利益剰余金の残高468万7,730円です。

次に、資本的収入額(税込)3億1,481万7,600円、資本的支出額(税込)4億2,391万4,779円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億909万7,179円は、当年度利益剰余金処分量1,000万円及び引継金9,909万7,179円、で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。報告を終わります。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第51号「平成27年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長(今長谷 武和) 議案第51号「平成27年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を平成27年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成27年度篠栗町水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計収益的収入額(税込)4億8,419万9,447円、収益的支出額(税込)4億9,415万2,095円、当年度純損失(税抜)1,489万6,040円、前年度繰越利益剰余金2億789万5,905円、当年度未処分利益剰余金1億9,299万9,865円です。

収益的収入額が収益的支出額に不足する1,489万6,040円は、前年度繰越剰余金で補填しております。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた、剰余金処分0円、減債積立金の取り崩し後、自己資本金に組み入れ7,035万8,509円、処分後の自己資本金16億3,812万3,677円、資本剰余金の残高92万6,168円、繰越利益剰余金の残高1億9,299万9,865円です。

次に、資本的収入額(税込)0円、資本的支出額(税込)1億6,383万4,356円、法第26条の規定により、繰越額565万560円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億6,383万4,356円は、当年度消費税資本的収支調整額494万3,392円、損益勘定留保資金8,853万2,455円及び、減債積立金取り崩し額7,035万8,509円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8、議案52号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第52号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億803万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,027万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金のうち保育対策総合支援事業費補助金に240万円。

県支出金のうち、小中一貫教育推進事業委託金に77万9,000円、繰越金に4億4,187万2,000円、諸収入のうち受託事業収入に4,000万円。

町債のうち、自然災害防止事業債に1,420万円をそれぞれ増額補正するもの。
また、町債のうち、臨時財政対策債から683万3,000円、防災基盤整備事業債から970万円。

地方交付税のうち、普通交付税から3億7,776万3,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費では、下町区法面復旧工事及び設計委託に1,420万円。

民生費では、国県補助金返還金に1,462万9,000円、乳幼児医療費不足分に252万円、地域介護・福祉空間整備等事業補助金に208万2,000円、保育対策総合支援事業費補助金に320万円。

衛生費では、国県補助金返還金に110万円。

農林水産費では、農業振興特別対策事業補助金に248万4,000円。

土木費では、道路橋梁費で一の瀧線道路改良工事費ほかに1,700万円。

河川費では、津波黒地区水路復旧工事費ほかに4,450万円。

教育費では、小中一貫教育推進事業経費に779万円、指定文化財保護補助金に45万4,000円、津波黒集会所空調設備改修工事費に14万1,000円、公民館整備費補助金に75万4,000円、その他、人事異動等に伴う人件費411万円を増額補正するものであります。

地方債では、起債の限度額が臨時財政対策債では、3億2,616万7,000円。

自然災害防止事業債では、8,320万円。

防災基盤整備事業債では、90万円にそれぞれ変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案53号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第53号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ98万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,683万円とするものであります。

補正内容は、歳入において一般被保険者国民健康保険税を139万4,000円追加補正するものと、国県支出金や交付金等の額の決定による予算整理が主なものであります。

歳出においては、後期高齢者支援金等に22万5,000円を追加し、介護納付金から1,201万8,000円を減額、平成27年度保険給付費等の精算に伴う償還金1,179万5,000円、退職被保険者償還金129万3,000円が主なものであります。

また、平成27年度決算額の確定により、前年度繰上充用金から38万8,000円を減額補正し、予算整理するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論はなしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第54号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第54号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億177万3,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入では後期高齢者医療保険料滞納繰越分を654万2,000円、繰越金を586万9,000円、それぞれ追加補正するものであります。

歳出では、平成27年度の保険料滞納繰越額の歳入確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金762万1,000円の追加補正と過誤納付還付金488万円が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第55号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)

について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第55号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額から改良費の補正に伴い、資本的支出2,174万円を追加し、資本的支出の予定額を1億6,487万9,000円とするものであります。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出額に対し不足する1億6,487万8,000円は、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方のご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続

調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成28年第3回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

人事案件3件、条例の制定1件、平成27年度一般会計、特別会計の決算の認定について3件、流域関連公共下水道事業及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、平成28年度補正予算4件の上程いたしました14議案のうち、13議案について可決承認いただきましたことに感謝申し上げます。

継続審査となりました議案第46号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、今後の下水道事業の経営安定化のための使用料増額改定という下水道区域内住民の皆様にとっては大変重要な案件であります。

文教厚生委員会でいただいたご意見を踏まえ、早速10月に再度住民説明会を開催いたします。7月に開催いたしました際はクリエイト篠栗にて行いましたが、次回は校区ごとに、篠栗中学校、篠栗北中学校、尾仲公民館にて開催し、住民の皆様へさらなる説明の機会を持ちたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

開会挨拶の中でも申し上げましたが、平成27年度決算監査報告での監査委員のご意見のとおり、経常収支比率や財政力指数を改善することは大きな課題でございます。

それぞれの指数、指標、上昇の鍵となります。経常一般財源の増加、或いは基準財政収入額の上昇に資する手だてを「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」実行の中でしっかりと具体化し、自主財源の増加によって、両指標ともに糟屋地区市町平均値に近づきたいと考えております。

「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、策定から1年が経過する時点でPDCAサイクルに基づく検証を行い、残り3年半での目標達成に向けてさらに力強く推進してまいりたいと考えております。

何とぞよろしくお願いいたします。

本定例会において、前年度の総括とも言える決算認定の議会審議をいただき、いただいたご意見を踏まえて、平成28年度当初予算に盛り込んだ諸施策について着実に完了するよう努力してまいります。

また、年度の継続性を重視する中で、翌年度以降に篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期に来ております。

町執行部では、10月から各課において素案をまとめ、来年1月までに平成29年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましては、議会の場に限らず、各課にお立ち寄りいただき、日ごろからお考えの町の課題について、ご意見を賜ればありがたいと存じます。

何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって、篠栗町の諸課題の解決と自主財源の拡大を目指して、篠栗町の自立のために努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会平成28年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

そして、この4年間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

松田 國守

篠栗町議会議員

大楠 英志
